

平成25年度国民健康保険税 税率改定のお知らせ

問 保険医療課国民健康保険係 2172

急速な高齢化や1人当たり医療費の増加などの要因により、町国民健康保険における医療給付費は年々増加の一途をたどり、町国保運営は極めて厳しい状況となっています。

これは伊奈町に限らず全国的なものとなっており、増加し続ける医療費等に見合った税率に改定しなければ、医療給付費を支払うことが困難となります。

このような事情を鑑み、加入者の皆様に安心して医療を受けていただけるよう、今回やむなく税率の改定を行い、合わせて、税の軽減割合を拡充いたしました。(表参照)

加入者の皆様にはご負担をいただくこととなりますが、ご理解のほどよろしくお願いたします。

国民健康保険税の税率表

区分		改定前	改定後
医療分	所得割額	6.60%	7.20%
	資産割額	27.0%	27.0%
	均等割額	11,400円	14,400円
	平等割額	15,600円	19,200円
	賦課限度額	470,000円	500,000円
支後援期分	所得割額	1.50%	1.90%
	均等割額	5,400円	7,800円
	賦課限度額	120,000円	130,000円
介護分	所得割額	0.95%	1.30%
	均等割額	9,000円	9,600円
	賦課限度額	90,000円	100,000円

は、加入されている方全員に課税されます。
は、40歳～64歳の加入されている方に課税されます。

国民健康保険税軽減制度の改定について

保険税は、世帯の収入や人数等により課税されますが、25年度より低所得者世帯に対する平等割額(世帯割)と均等割額(人数割)の軽減割合を変更しました。

世帯主・国保被保険者・特定同一世帯所属者の合計所得金額	軽減割合	
	改定前	改定後
330,000円以下のとき	6割	7割
330,000円 + 245,000円 × (世帯主を除く被保険者数 + 特定同一世帯所属者)以下のとき	4割	5割
330,000円 + 350,000円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者)以下のとき	-	2割

所得税(住民税)の未申告者がいる世帯は、上の表に該当しても、国保税の軽減は受けられません。必ず町税務課で申告を済ませるようにしてください。特定同一世帯とは、75歳以上で後期高齢者医療制度へ移行し、国民健康保険の加入者ではなくなったものの、引き続きその方が同じ世帯に属する世帯をいいます。

25年度の税額の算出方法

国民健康保険税は、左表の項目の合計額により算出されます。

一つの世帯における加入者が複数の場合には、それぞれ計算した合計金額が世帯主に課税されます。

世帯主が町国民健康保険に加入していない場合でも、地方税法の規定により、世帯主が納税義務者(擬制世帯主)となります。

ただし、その場合の世帯主の保険税は算定されません。

具体例

夫66歳、妻63歳の2人世帯

夫の年金収入240万円、25年度固定資産税額50,000円
年金収入240万円 所得に換算すると120万円

医療分 加入者全員が対象

所得割	所得	控除額	税率	税額
	1,200,000	330,000	7.20%	62,640
資産割	基準税額		税率	税額
	50,000		27.0%	13,500
均等割	人数		1人当たり	税額
	2		14,400	28,800
平等割	世帯数		1世帯当たり	税額
	1		19,200	19,200
医療分合計 (百円未満切捨)				税額 124,100

後期支援分 加入者全員が対象

所得割	所得	控除額	税率等	税額
	1,200,000	330,000	1.90%	16,530
均等割	人数		1人当たり	税額
	2		7,800	15,600
後期分合計 (百円未満切捨)				税額 32,100

介護分 40歳～64歳までの方のみが対象

所得割	所得	控除額	税率等	税額
	0	330,000	1.30%	¹ 0
均等割	人数		1人当たり	税額
	1		9,600	² 9,600
介護分合計 (百円未満切捨)				税額 9,600

¹ 対象となる妻には収入がないので、所得割は0
² 妻の年齢が63歳なので、該当は妻のみ

25年度の国民健康保険税額(+ +) 165,800

納税通知書は7月上旬に発送します(納期全8回)

人間ドック検診 費用を補助します

町では、町国民健康保険および後期高齢者医療保険加入者に対して人間ドック検診への補助を実施しています。

補助金交付の条件

次のすべての条件に該当する人が、補助金の交付を受けることができます。

- 伊奈町に住民登録をし、1年以上居住している方
- 30歳以上の方
- 町税および保険料を滞納していない方

補助金額

指定人間ドック検診または指定医療機関独自の人間ドック検診のいずれかで、1年度1回2万円を限度とします。予約金の領収書と印鑑（朱肉使用のもの）を持参のうえ、保険医療課で申請手続きをしてください。申請書受付後に「対象者の条件」を確認したうえで「受給者証」を発行し

ますので、検診日に医療機関の窓口を受給者証を提出してください。

検診の申込方法

左表の検診実施医療機関にお問い合わせください。申込みの際は「補助金交付制度」を利用することを、忘れずに申し出てください。

☎ 保険医療課 内 2173

人間ドック検診実施医療機関

医療機関名	所在地	電話番号
伊奈中央病院	寿4-43	721-3022
伊奈病院	小室9419	721-3692
希望病院	小室3170	723-0855
内田クリニック	内宿台5-4	728-9296
今成医院	小室2469-2	723-8280

桶川市・北本市の実施医療機関については、お問い合わせください。

人間ドック検診の受診方法

指定人間ドック検診を受けるか医療機関独自の人間ドック検診を受けるか決めてください。

人間ドック検診補助金制度を利用することを受診する医療機関に告げたくてお申し込みください。

医療機関の窓口で、予約金を支払い、予約金の領収書を受け取ります。

保険医療課の窓口で補助申請をし、「受給者証」を受け取ります。
予約金領収書と印鑑（朱肉使用のもの）を持参してください。

各医療機関で予約した検診日時に「受給者証」を持参のうえ受診してください。
個人負担額、受給者証を忘れずにお持ちください。

平成25年度

後期高齢者医療保険料について

後期高齢者医療の被保険者の方の平成25年度後期高齢者医療保険料の納め方と通知の時期は次のとおりです。

すでに年金からの天引きが始まっている方

4月、6月、8月の年金からも2月の年金天引き額と同額の保険料が天引きされます。

平成25年度後期高齢者医療保険料特別徴収開始通知書が届いた方

お知らせした額で4月、または6月の年金から天引きが開始されます。

上記以外の方

7月に納入通知書を送付します。納期は7月末から来年2月末までの各月（8回）となります。また、年度途中で75歳に到達した方や町外から転入して来た方には、7月以降、随時、納入通知書を送付します。

（注意） との方にも7月に後期高齢者医療保険料額決定通知を送付いたしますので、改めて保険料額の確認をお願いします。

☎ 保険医療課医療係 内 2175